

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

- 目次
- ◇訓令 鳥取県文書事務処理規程の一部を改正する訓令
 - ◇告示 鶏等の移入を禁止する区域
解除予定の保安林にする旨の通知
道路の位置の指定
 - ◇公安告示 道路交通法による睡聞の実施

訓令

鳥取県訓令第二号

鳥取県文書事務処理規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

昭和四十一年二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

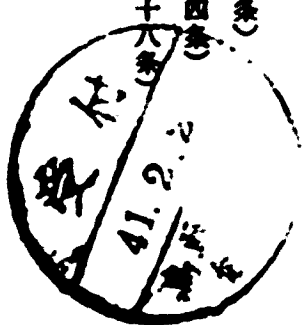
鳥取県文書事務処理規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書事務処理規程(昭和二十六年十月鳥取県訓令第十九号)の一部を次のように改正する。

目次

題名の次に次の目次を附する。

- 第一章 総則(第一条—第十二条)
 - 第二章 文書の收受(第十三条—第十六条)
 - 第三章 文書の処理(第十七条—第二十四条)
 - 第四章 文書の施行(第二十五条—第二十八条)
 - 第五章 文書の整理(第二十九条)
 - 第六章 雑則(第三十条—第三十二条)
- 附則
- 第四条第三項中「記号、番号を附し、」を「記号及び番号を附し、番号は、」に改める。
- 第十一条中「甲類附属機関及び陸運事務所」を「社会保険事務所及び陸運事務所」に改める。
- 第十二条中「副知事」を「總務課長」に改める。
- 第十三条各号列記以外の部分を次のように改める。
- 県庁に到達した文書で、封の内紙組織若しくはその表あてのもの又はこれと同等以下の職員あてのもの以外のもの(組織又は封の表示があるものを除く。)は、すべて開封し、その余白に受付印を押す。各課ごとに類別して、次の方法により取り扱わなければならない。
- 第十三条に次の一項を加える。
- 2 標準処理期限の定めのある許可、認可等に係る文書については、前項により取り扱うほか、別に定めるところにより整理番号及び処理期限を記入しなければならない。
- 第十四条中「鳥取県庁守衛事務所」を「鳥取県守衛事務所(昭和二十七年八月鳥取県訓令第十九号)」に改める。
- 第十五条を次のように改める。



第十五条 次の各号に掲げる文書は、それぞれ当該各号に定めるところによるものを除くほか、第十三条の規定の例により取り扱うものとする。
一 親戚文書(「親」の表小のある文書を含む。) 其のほかに主事あてのものには書記長に、その他のものは主務課(宛先)に配布すること。
二 電報 電報受理簿により主務課(宛先)に配布すること。
三 書留(現金書留を除く。) 書留受理簿により主務課(宛先)に配布すること。
四 速達 速達受理簿により主務課(宛先)に配布すること。
五 現金書留(現金の封入された文書を含む。) 現金封入文書受理簿により其の封入のまま主務課(宛先)に配布すること。ただし、主務課(宛先)の不明のものについては、問ひできるものとする。
六 金券、有価証券及びこれに類するもの 重要物件配布簿により出納室長に、またこれらに添付する書類はその余白に「現金出納室長保管」と朱書して主務課(宛先)に配布すること。
七 普通小包及び小荷物 主務課(宛先)に配布すること。
第十八条第三号中「訴訟、異議の申立及び」を「不服申立若しくは訴訟に関する文書又は」に改める。
第十九条中「広報文書課備付の保管文書簿に記録し、その簿に保管することができるとする。」を「その課の例規簿冊につづり保管するものとする。」に改める。

第二十条第三項を次のように改める。
三 文書の起案については、文書の左横書きの実施に関する規程(昭和三十八年二月鳥取県訓令第1号)及びこれに基づいて定められた文書の左横書きの実施要領並びに別に定める公用文の作成要領によるほか、次の
第二十九号第三号中「鳥取県文書編さん保存規程」の下に「(昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第二十一号)」を加える。
第三十一条中「甲類附属機関の長、陸運事務所長及び社会保険事務所長」を「社会保険事務所長及び陸運事務所長」に改める。
第三十一条の次に次の一条を加える。
(電報発信者符号)
第三十二条 東京事務所、名古屋事務所、大阪事務所及び北九州事務所の電報発信者符号は、別表三のとおりとする。
附 則
一 この訓令は、昭和四十一年三月一日から施行する。
二 鳥取県電報発信者符号(昭和三十九年十一月鳥取県訓令第十五号)は、廃止する。

別表二の「中」3 「電文受理簿」を「5 「電報受理簿」に改め、
別表二の「中」4 「速達、現金封入文書」受理簿」を「電文受理簿」の形式にする。」「を「電文受理簿の形式にする。」に改め、
別表二の「中」5 「料金後納郵便物差出票」を「5 「料金」に改め、
別表二の「中」6 「未了結文書簿」を「6 「未了結文書簿」に改め、
別表二の「中」7 「留付簿」を「7 「留付簿」に改め、
別表二の次に別表三として次のように加える。
別表三
電報発信者符号表
事務所(長)名 符号 事務所(長)名 符号

要領によるものとする。
一 内容のよくわかる標題をつけること。
二 起案書には、起案の理由又は説明を簡明に記述し、関係法規その他参考となる事項を附記し、かつ、関係書類を添付しなければならない。ただし、定例又は輕易なものは、これを省略することができる。
第二十条第四項中「官報掲載」を「官報掲載」に改める。
第二十条第五項中「鳥取県公文規程」の下に「(昭和三十三年六月鳥取県訓令第八号)」を加える。
第二十三条に次のただし書を加える。
ただし、総務部長が省略することを適当と認められたものはこの限りでない。
第二十七条第一項中「鳥取県公印規程」により公印を押す、し、」を「鳥取県公印規程(昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第二十一号)により公印を押す又は公印を刷込み使用し、刷込み使用以外のものについては」に改め、同条第二項中「公印の押す、し、」を「公印の押す及び刷込み済」に改め、同条第四項中「別に定める鳥取県庁守衛勤務規程」を「鳥取県守衛勤務規程」に改め、同条第六項中「郵便物発送簿」の下に「及び郵便規則(昭和二十二年通信省令第三十四号)第四十九条の規定による料金後納郵便物差出票」を加える。
第二十八条を次のように改める。
(公報掲載及び官報掲載)
第二十八条 鳥取県公報に登録し、又は官報に掲載する文書は、それぞれ鳥取県公報発行規則(昭和二十五年八月鳥取県規則第五十三号)又は官報に掲載する事項等に関する規則(昭和三十九年五月鳥取県訓令第九号)により施行しなければならない。

東京事務所 トウ 大阪事務所 オウ
東京事務所所長 トチ 大阪事務所所長 オチ
名古屋事務所 ナコ 北九州事務所 キク
名古屋事務所所長 ナチ 北九州事務所所長 キチ

鳥取県告示第八十四号
ニューカッスル湾予防に関する規則(昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号)第一条の規定に基づき、鴨、あひる、その死体又はニューカッスル湾の湾岸をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として鴨岡を指定する。
昭和四十一年二月二十五日
鳥取県知事 石 二 朗

鳥取県告示第八十五号
次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。
昭和四十一年二月二十五日
鳥取県知事 石 二 朗
一 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡日野町大字板井原字大井西端八三〇(一)(次の図に示す部分に限る。)
二 保安林として指定された目的
水源のかん養

鳥取県告示第八十七号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年二月十七日道路の位置を指定する。

3	米子市富士見町二丁目一七	自動車等運転者	鞍口 一郎
6	米子市水浜一八三	自動車等運転者	林原 益男
7	米子市二本木九〇二の二	自動車等運転者	安田 健治
8	米子市彦名町四二五八	自動車等運転者	河嶋 貞
9	米子市目久美町 目久美アパート内	自動車等運転者	長谷川信彰
10	境港市小篠津町四五九	自動車等運転者	松本 芳郎
11	境港市新屋町六四四	自動車等運転者	宇城 英夫
12	西伯郡西伯町大字泉三四九	自動車等運転者	松本 敏
13	西伯郡西伯町大字中一一二一	自動車等運転者	井上 勝仁
14	西伯郡大山町平木九八の一	自動車等運転者	山根 勲
15	倉吉市堺町二丁目二三九	自動車等運転者	横山加年治
16	東伯郡東郷町大字宮内一四二	自動車等運転者	福本 浩文
17	東伯郡大栄町大字由良宿五〇五	自動車等運転者	前田 俊郎
18	東伯郡東伯町大字八橋二九八五	自動車等運転者	谷東 隆司
19	東伯郡東伯町大字保 入江方	自動車等運転者	福島 久雄
20	東伯郡赤碕町大字赤碕一一六九	自動車等運転者	大内 泰治
21	東伯郡赤碕町大字西宮五〇二	自動車等運転者	石賀 時夫
22	日野郡日野町舟場三〇一	自動車等運転者	佐々木礼二

鳥取県告示第八十六号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年二月十七日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十一年二月二十五日

鳥取県知事 石 敏 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市河崎二七四七番地 岩尾 武	米子市河崎字伯母山 字中通矢倉分	二七五四番六 二七二八番二 二七二八番二 二七二七番二 二七二六番二 二七二五番二 二七二四番二 二七二三番二 二七二二番二 二七二一番二 二七二〇番二 二七一九番二 二七一九番二 二七一八番二 二七一七番二 二七一六番二 二七一五番二 二七一四番二 二七一三番二 二七一二番二 二七一〇番二 二七〇九番二 二七〇八番二 二七〇七番二 二七〇六番二 二七〇五番二 二七〇四番二 二七〇三番二 二七〇二番二 二七〇一番二 二七〇〇番二 二六九九番二 二六九八番二 二六九七番二 二六九六番二 二六九五番二 二六九四番二 二六九三番二 二六九二番二 二六九一番二 二六九〇番二 二六八九番二 二六八八番二 二六八七番二 二六八六番二 二六八五番二 二六八四番二 二六八三番二 二六八二番二 二六八一番二 二六八〇番二 二六七九番二 二六七八番二 二六七七番二 二六七六番二 二六七五番二 二六七四番二 二六七三番二 二六七二番二 二六七一番二 二六七〇番二 二六六九番二 二六六八番二 二六六七番二 二六六六番二 二六六五番二 二六六四番二 二六六三番二 二六六二番二 二六六一番二 二六六〇番二 二六五九番二 二六五八番二 二六五七番二 二六五六番二 二六五五番二 二六五四番二 二六五三番二 二六五二番二 二六五一番二 二六五〇番二 二六四九番二 二六四八番二 二六四七番二 二六四六番二 二六四五番二 二六四四番二 二六四三番二 二六四二番二 二六四一番二 二六四〇番二 二六三九番二 二六三八番二 二六三七番二 二六三六番二 二六三五番二 二六三四番二 二六三三番二 二六三二番二 二六三一番二 二六三〇番二 二六二九番二 二六二八番二 二六二七番二 二六二六番二 二六二五番二 二六二四番二 二六二三番二 二六二二番二 二六二一番二 二六二〇番二 二六一九番二 二六一八番二 二六一七番二 二六一六番二 二六一五番二 二六一四番二 二六一三番二 二六一二番二 二六一一番二 二六一〇番二 二六〇九番二 二六〇八番二 二六〇七番二 二六〇六番二 二六〇五番二 二六〇四番二 二六〇三番二 二六〇二番二 二六〇一番二 二六〇〇番二 二五九九番二 二五九八番二 二五九七番二 二五九六番二 二五九五番二 二五九四番二 二五九三番二 二五九二番二 二五九一番二 二五九〇番二 二五八九番二 二五八八番二 二五八七番二 二五八六番二 二五八五番二 二五八四番二 二五八三番二 二五八二番二 二五八一番二 二五八〇番二 二五七九番二 二五七八番二 二五七七番二 二五七六番二 二五七五番二 二五七四番二 二五七三番二 二五七二番二 二五七一番二 二五七〇番二 二五六九番二 二五六八番二 二五六七番二 二五六六番二 二五六五番二 二五六四番二 二五六三番二 二五六二番二 二五六一番二 二五六〇番二 二五五九番二 二五五八番二 二五五七番二 二五五六番二 二五五五番二 二五五四番二 二五五三番二 二五五二番二 二五五一番二 二五五〇番二 二五四九番二 二五四八番二 二五四七番二 二五四六番二 二五四五番二 二五四四番二 二五四三番二 二五四二番二 二五四一番二 二五四〇番二 二五三九番二 二五三八番二 二五三七番二 二五三六番二 二五三五番二 二五三四番二 二五三三番二 二五三二番二 二五三一番二 二五三〇番二 二五二九番二 二五二八番二 二五二七番二 二五二六番二 二五二五番二 二五二四番二 二五二三番二 二五二二番二 二五二一番二 二五二〇番二 二五一九番二 二五一八番二 二五一七番二 二五一六番二 二五一五番二 二五一四番二 二五一三番二 二五一二番二 二五一一番二 二五一〇番二 二五〇九番二 二五〇八番二 二五〇七番二 二五〇六番二 二五〇五番二 二五〇四番二 二五〇三番二 二五〇二番二 二五〇一番二 二五〇〇番二 二四九九番二 二四九八番二 二四九七番二 二四九六番二 二四九五番二 二四九四番二 二四九三番二 二四九二番二 二四九一番二 二四九〇番二 二四八九番二 二四八八番二 二四八七番二 二四八六番二 二四八五番二 二四八四番二 二四八三番二 二四八二番二 二四八一番二 二四八〇番二 二四七九番二 二四七八番二 二四七七番二 二四七六番二 二四七五番二 二四七四番二 二四七三番二 二四七二番二 二四七一番二 二四七〇番二 二四六九番二 二四六八番二 二四六七番二 二四六六番二 二四六五番二 二四六四番二 二四六三番二 二四六二番二 二四六一番二 二四六〇番二 二四五九番二 二四五八番二 二四五七番二 二四五六番二 二四五五番二 二四五四番二 二四五三番二 二四五二番二 二四五一番二 二四五〇番二 二四四九番二 二四四八番二 二四四七番二 二四四六番二 二四四五番二 二四四四番二 二四四三番二 二四四二番二 二四四一番二 二四四〇番二 二四三九番二 二四三八番二 二四三七番二 二四三六番二 二四三五番二 二四三四番二 二四三三番二 二四三二番二 二四三一番二 二四三〇番二 二四二九番二 二四二八番二 二四二七番二 二四二六番二 二四二五番二 二四二四番二 二四二三番二 二四二二番二 二四二一番二 二四二〇番二 二四一九番二 二四一八番二 二四一七番二 二四一六番二 二四一五番二 二四一四番二 二四一三番二 二四一二番二 二四一一番二 二四一〇番二 二四〇九番二 二四〇八番二 二四〇七番二 二四〇六番二 二四〇五番二 二四〇四番二 二四〇三番二 二四〇二番二 二四〇一番二 二四〇〇番二 二三九九番二 二三九八番二 二三九七番二 二三九六番二 二三九五番二 二三九四番二 二三九三番二 二三九二番二 二三九一番二 二三九〇番二 二三八九番二 二三八八番二 二三八七番二 二三八六番二 二三八五番二 二三八四番二 二三八三番二 二三八二番二 二三八一番二 二三八〇番二 二三七九番二 二三七八番二 二三七七番二 二三七六番二 二三七五番二 二三七四番二 二三七三番二 二三七二番二 二三七一番二 二三七〇番二 二三六九番二 二三六八番二 二三六七番二 二三六六番二 二三六五番二 二三六四番二 二三六三番二 二三六二番二 二三六一番二 二三六〇番二 二三五九番二 二三五八番二 二三五七番二 二三五六番二 二三五五番二 二三五四番二 二三五三番二 二三五二番二 二三五一番二 二三五〇番二 二三四九番二 二三四八番二 二三四七番二 二三四六番二 二三四五番二 二三四四番二 二三四三番二 二三四二番二 二三四一番二 二三四〇番二 二三三九番二 二三三八番二 二三三七番二 二三三六番二 二三三五番二 二三三四番二 二三三三番二 二三三二番二 二三三一番二 二三三〇番二 二三二九番二 二三二八番二 二三二七番二 二三二六番二 二三二五番二 二三二四番二 二三二三番二 二三二二番二 二三二一番二 二三二〇番二 二三一九番二 二三一八番二 二三一七番二 二三一六番二 二三一五番二 二三一四番二 二三一三番二 二三一二番二 二三一一番二 二三一〇番二 二三〇九番二 二三〇八番二 二三〇七番二 二三〇六番二 二三〇五番二 二三〇四番二 二三〇三番二 二三〇二番二 二三〇一番二 二三〇〇番二 二二九九番二 二二九八番二 二二九七番二 二二九六番二 二二九五番二 二二九四番二 二二九三番二 二二九二番二 二二九一番二 二二九〇番二 二二八九番二 二二八八番二 二二八七番二 二二八六番二 二二八五番二 二二八四番二 二二八三番二 二二八二番二 二二八一番二 二二八〇番二 二二七九番二 二二七八番二 二二七七番二 二二七六番二 二二七五番二 二二七四番二 二二七三番二 二二七二番二 二二七一番二 二二七〇番二 二二六九番二 二二六八番二 二二六七番二 二二六六番二 二二六五番二 二二六四番二 二二六三番二 二二六二番二 二二六一番二 二二六〇番二 二二五九番二 二二五八番二 二二五七番二 二二五六番二 二二五五番二 二二五四番二 二二五三番二 二二五二番二 二二五一番二 二二五〇番二 二二四九番二 二二四八番二 二二四七番二 二二四六番二 二二四五番二 二二四四番二 二二四三番二 二二四二番二 二二四一番二 二二四〇番二 二二三九番二 二二三八番二 二二三七番二 二二三六番二 二二三五番二 二二三四番二 二二三三番二 二二三二番二 二二三一番二 二二三〇番二 二二三九番二 二二三八番二 二二三七番二 二二三六番二 二二三五番二 二二三四番二 二二三三番二 二二三二番二 二二三一番二 二二三〇番二 二二二九番二 二二二八番二 二二二七番二 二二二六番二 二二二五番二 二二二四番二 二二二三番二 二二二二番二 二二二一番二 二二二〇番二 二二一九番二 二二一八番二 二二一七番二 二二一六番二 二二一五番二 二二一四番二 二二一三番二 二二一二番二 二二一一番二 二二一〇番二 二二〇九番二 二二〇八番二 二二〇七番二 二二〇六番二 二二〇五番二 二二〇四番二 二二〇三番二 二二〇二番二 二二〇一番二 二二〇〇番二 二一九九番二 二一九八番二 二一九七番二 二一九六番二 二一九五番二 二一九四番二 二一九三番二 二一九二番二 二一九一番二 二一九〇番二 二一八九番二 二一八八番二 二一八七番二 二一八六番二 二一八五番二 二一八四番二 二一八三番二 二一八二番二 二一八一番二 二一八〇番二 二一七九番二 二一七八番二 二一七七番二 二一七六番二 二一七五番二 二一七四番二 二一七三番二 二一七二番二 二一七一番二 二一七〇番二 二一六九番二 二一六八番二 二一六七番二 二一六六番二 二一六五番二 二一六四番二 二一六三番二 二一六二番二 二一六一番二 二一六〇番二 二一五九番二 二一五八番二 二一五七番二 二一五六番二 二一五五番二 二一五四番二 二一五三番二 二一五二番二 二一五一番二 二一五〇番二 二一四九番二 二一四八番二 二一四七番二 二一四六番二 二一四五番二 二一四四番二 二一四三番二 二一四二番二 二一四一番二 二一四〇番二 二一三九番二 二一三八番二 二一三七番二 二一三六番二 二一三五番二 二一三四番二 二一三三番二 二一三二番二 二一三一番二 二一三〇番二 二一二九番二 二一二八番二 二一二七番二 二一二六番二 二一二五番二 二一二四番二 二一二三番二 二一二二番二 二一二一番二 二一二〇番二 二一一九番二 二一一八番二 二一一七番二 二一一六番二 二一一五番二 二一一四番二 二一一三番二 二一一二番二 二一一一番二 二一一〇番二 二一〇九番二 二一〇八番二 二一〇七番二 二一〇六番二 二一〇五番二 二一〇四番二 二一〇三番二 二一〇二番二 二一〇一番二 二一〇〇番二 二〇九九番二 二〇九八番二 二〇九七番二 二〇九六番二 二〇九五番二 二〇九四番二 二〇九三番二 二〇九二番二 二〇九一番二 二〇九〇番二 二〇八九番二 二〇八八番二 二〇八七番二 二〇八六番二 二〇八五番二 二〇八四番二 二〇八三番二 二〇八二番二 二〇八一番二 二〇八〇番二 二〇七九番二 二〇七八番二 二〇七七番二 二〇七六番二 二〇七五番二 二〇七四番二 二〇七三番二 二〇七二番二 二〇七一番二 二〇七〇番二 二〇六九番二 二〇六八番二 二〇六七番二 二〇六六番二 二〇六五番二 二〇六四番二 二〇六三番二 二〇六二番二 二〇六一番二 二〇六〇番二 二〇五九番二 二〇五八番二 二〇五七番二 二〇五六番二 二〇五五番二 二〇五四番二 二〇五三番二 二〇五二番二 二〇五一番二 二〇五〇番二 二〇四九番二 二〇四八番二 二〇四七番二 二〇四六番二 二〇四五番二 二〇四四番二 二〇四三番二 二〇四二番二 二〇四一番二 二〇四〇番二 二〇三九番二 二〇三八番二 二〇三七番二 二〇三六番二 二〇三五番二 二〇三四番二 二〇三三番二 二〇三二番二 二〇三一番二 二〇三〇番二 二〇二九番二 二〇二八番二 二〇二七番二 二〇二六番二 二〇二五番二 二〇二四番二 二〇二三番二 二〇二二番二 二〇二一番二 二〇二〇番二 二〇一九番二 二〇一八番二 二〇一七番二 二〇一六番二 二〇一五番二 二〇一四番二 二〇一三番二 二〇一二番二 二〇一一番二 二〇一〇番二 二〇〇九番二 二〇〇八番二 二〇〇七番二 二〇〇六番二 二〇〇五番二 二〇〇四番二 二〇〇三番二 二〇〇二番二 二〇〇一番二 二〇〇〇番二

鳥取県公安委員会告示第八号

道路交法（昭和三十五年法律第百五号）第百四第一条の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十一年二月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 井 上 善 一

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市山三三三番地 田中 恒子	米子市山三三三番地 田中 恒子 道の一部	幅員 四メートル 延長 四メートル

- 鳥取県公安委員会告示第八号
- 道路交法（昭和三十五年法律第百五号）第百四第一条の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。
- 昭和四十一年二月二十五日
- 鳥取県公安委員会委員長 井 上 善 一
- | | |
|-------------------|---------------|
| 聴聞の期日及び場所 | |
| 昭和四十一年三月十日 午前九時から | 米子市横町 米子警察署 |
| 二 聴聞当事者の住所及び氏名 | |
| 1 米子市立町三丁目三 | 自動車等運転者 若林 善秋 |
| 2 米子市角盤町一丁目九六 | 自動車等運転者 吉川 武之 |
| 3 米子市東倉吉町一三三 | 自動車等運転者 田中善恵子 |
| 4 米子市安倍七四一 | 自動車等運転者 門西 正也 |